多文化共生推進プランを策定

～誰もが住みやすい多文化共生のまちをめざして～

問 （市）市民協働課

関連するSDGｓ目標

多文化共生の実現に向けて

平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正以降、グローバル化の進展と人の国際移動が活発化する中、外国人の定住化が進み、日本で生活する在留外国人数は年々増加しています。

三木市においても、外国人住民は年々増加傾向にあり、10年間で2倍以上に増えています。外国人住民の増加と多国籍化に伴い、日常生活、教育、就労などさまざまな課題が顕在化しており、外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、生活者、地域住民として認識する視点が必要となっています。

このような状況を踏まえ、市では「三木市多文化共生推進プラン」を策定しました。日本人住民も外国人住民も、共にまちを創るパートナーとして、国籍や民族などを超えてお互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

プラン策定に関わった方々に話を聞きました

多文化に触れることが大切

私が教員をしていた頃、外国籍の児童の担任をしましたが、ことばが通じず、児童が精神的や身体的に不安定になってしまった経験がありました。このことから、外国人住民と地域が助け合いながら、誰もが住みやすい地域にしたいという思いで、計画の策定に関わりました。

外国人住民と交流することで、自分との「違い」に触れることができます。「違い」に気づくことで、自分の知らないことを知り、多様なアイデアやつながりが生まれてきます。何をするにしても、このようなつながりはメリットがあると考えています。

プランにもあるように、市民や自治会、企業など、それぞれが主体となって考えることが大切です。日本語であいさつするなど、ちょっとしたきっかけづくりをしてみませんか。

策定委員会　副委員長
植田（うえだ） 吉則（よしのり） さん

まずはプランを知ってほしい

私は20年前に中国から三木市にやってきました。日本に来た当初は、ごみの出し方や夜に洗濯機や掃除機の使用を控えるなど知らないことがたくさんあり、暮らす環境の違いに困惑しました。学校、会社で多くの方に支えていただき、周りの人に迷惑をかけないことを学びました。

現在は、貿易商社を経営しており、三木市の金物を海外に紹介し、参考になる意見を三木市の企業にお伝えすることで、三木金物の販路拡大に貢献したいと考えています。恩返しの気持ちで、三木市と海外とをつなぎたいと思っています。

外国人住民は、三木市の特産品や魅力を海外に向けて発信することなどで、企業や市の力になれると考えます。プランを知ってもらって、お互いに理解を深めることが大切だと思います。

策定委員会
市民公募委員
孟（もう） 義俊（ぎしゅん） さん

特集 SPECIAL FEATURE 3

多文化共生推進プランの概要

基本理念（将来あるべき姿）

多様な文化的背景をもつ市民が、お互いの文化や価値観の違いを認め合い、共に支え合う、誰もが住みやすい多文化共生のまち三木市

▲詳しくは市ホームページをご覧ください

多文化共生を推進する各主体の役割

多文化共生を進めるため、地域住民、各種団体、企業、行政などの**「チーム三木」**が一丸となって取り組むことが不可欠です。

市民

多文化共生の中心的な役割を担うのは市民です。

共に地域で暮らす「市民」として、お互いの違いを理解し尊重し合い、地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして交流を深めることが大切です。

自治会・市民協議会

外国人を含む市民の生活基盤は地域です。

地域の外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れ、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。

企業

労働関係法の遵守はもとより、外国人労働者の人権を尊重し、外国人労働者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めることが必要です。

各種団体（国際交流協会、ボランティアなど）

多文化共生の取組は各種団体の活発な活動に支えられています。各種団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど、特色を活かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが望まれます。

教育機関

子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすとともに、外国人児童生徒に対して、就学の機会を逸することがないよう学びやすい教育環境づくりを進めることが必要です。

市（行政）

外国人住民を含む全ての住民が、行政サービスを享受し安心して生活することができるよう環境整備や、多文化共生に関する住民意識の醸成を図ります。

市のめざすべき多文化共生社会の実現に向けて、地域課題や市民のニーズを的確にとらえ、「三木市多文化共生推進プラン」に基づき、取組を進めます。

「チーム三木」で取り組む基本方針と施策の展開

コミュニケーションの活性化

外国人住民が安心して暮らすために、やさしい日本語や多言語による生活情報の提供や相談体制の充実を図ります。

生活オリエンテーションの実施

生活する上で必要なルールを伝えます。

生活基盤の整備

外国人児童生徒が日本人児童生徒と同様に教育を受ける機会を保障し、日本語学習機会の充実などニーズに合った教育機会の確保を図ります。また、外国人住民の就労における課題解決や、緊急時・災害時の支援体制、安心して医療や保健サービスを利用できる環境整備に取り組みます。

意識啓発と社会参画支援

地域社会の一員でもある外国人住民を、まちづくりの担い手として多様な場面で社会参画が果たせるような仕組みづくりを、地域や団体と連携しながら進めます。

日本人住民と外国人住民が交流するイベントの実施

地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民と連携・協働による持続可能な地域づくりのため、外国人住民の知見やノウハウを活用した地域活性化の推進、市民の国際感覚の育成と国際交流の推進を図ります。